

**柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発事業
参入公募事業 実施要領**

令和7（2025）年4月

新潟県柏崎市総合企画部

電源エネルギー戦略室

I 事業概要

I-1 事業の目的

本市は、地域産業の活性化や雇用と新たな産業の創出を図ることにより、豊かな市民の暮らしと地域を実現するため、環境・経済両面で持続可能な脱炭素社会の実現を目指している。

本事業は、市内における再生可能エネルギーの新規創出を目的に、電源開発事業者（以下「事業者」という。）に市有地を貸付け、事業者は自己負担で太陽光発電設備及びその附帯設備・関連設備（以下「設備等」という。）の設置・運営を行うものである。

本市では、未利用市有地の再エネ導入可能性調査を実施しており、その結果から本事業の事業用地である市民の森（旧ぶどう村）は、広大かつ南向き傾斜地という土地形状から太陽光発電用地としての高いポテンシャルを有している一方、山間部に位置する立地条件や多雪地であることから開発に係るコストや運用コストが事業参入の課題となることが判明した。

このたび、当該事業地を太陽光発電用地として利活用するため、当該事業地での電源開発事業に要する開発コストを支援する市独自の補助制度を新設し、事業者参入を促進するとともに、市内の脱炭素化を推進するため、電源開発事業参入公募を実施するものである。

I-2 市が公募する事業の概要

事業の概要は次のとおりとする。詳細は、別紙「柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

(1) 事業名

柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発事業

(2) 事業の範囲

ア 市の事業内容は、次のとおりとする。

- （ア）事業用地となる市有地の貸付け
- （イ）公募による事業実施主体の選定
- （ウ）脱炭素エネルギー普及啓発及び理解促進事業の実施

イ 事業者の事業内容は、次のとおりとする。

- （ア）事業の企画、資金調達
- （イ）設備等の設計、建設、管理運営、撤去（事業終了後）
- （ウ）発電電力の売電
- （エ）地域貢献策の提案及び実施
- （オ）脱炭素エネルギー普及啓発及び理解促進事業への協力

(3) 事業期間

本事業の事業期間は次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により市が認める場合は、事業期間を延長することができる。

ア 設備等の設置

契約締結日から令和9（2027）年3月31日まで

イ 運転期間

電力供給開始日から20年間以上

(4) 事業用地及び開発対象範囲

ア 所在地：市民の森（旧ぶどう村） 柏崎市大字芋川 2627 番地 96 他

イ 地 目：山林

ウ 面 積：約 321,907 m²のうち別紙「開発範囲位置図」で示す開発可能範囲内

エ 自然条件：垂直積雪量 170 cm（柏崎市垂直積雪量（積雪荷重）に係る運用基準による）

(5) 事業用地の貸付

ア 事業者は、開発範囲内において設備等の設置範囲を明らかにし、実測に基づく面積を事業用地（以下「貸付地」という。）として、市と貸付地に係る市有財産貸借契約を締結すること。

イ 貸付料は、市の基準により1平方メートル当たりの単価を次のとおりとする。

（ア）設置工事着手から運転開始までの間、0.54円／年とする。

（イ）運転開始から貸付期間終期までの間、25.34円／年とする。

(6) 系統連系に係る手続き

ア 東北電力ネットワークの接続検討を行い、事業性を検討すること。

イ 事業実施主体となった事業者以外は、東北電力ネットワークとの系統接続契約の申込を行わないこと。

I-3 事業者選定方法及び全体スケジュール

(1) 選定方法

ア 市民の森（旧ぶどう村）における、電源開発事業参入の意向確認をする公募を実施する。（一次審査）

イ 一次審査で参加資格を満たすと判断された事業者は、系統接続を含む事業性検討をした上で、二次審査の参加可否を判断することとする。

ウ 二次審査は、指名型プロポーザルによるプレゼンテーション審査により、事業用地における電源開発事業の事業実施主体を決定する。

(2) 全体のスケジュール

1	一次審査 (事業参入意向の確認)	令和7（2025）年4月16日（水）から 令和7（2025）年5月9日（金）まで
2	一次審査結果通知	令和7（2025）年5月12日（月）
3	事業者による事業性検討	令和7（2025）年5月12日（月）から 令和7（2025）年10月中旬まで
4	二次審査 (指名型プロポーザル)	令和7（2025）年10月中旬から 令和7（2025）年11月中旬まで

5	協定書及び土地貸借契約の締結交渉	令和7（2025）年11月中旬から 令和7（2025）年12月中旬まで
6	設備等の設置工事	契約締結日から令和9（2027）年3月末日まで
7	電力供給期間	電力供給開始日から20年間以上

※ 3以降のスケジュールは、一次審査結果通知及び二次審査に伴う指名通知時に示す。

※ 二次審査は、一次審査で事業参加要件を満たす事業者による指名型プロポーザルを実施する。

I－4 柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発参入支援補助金の活用

(1) 補助金の目的

本事業への参入促進を目的として、市は補助金を交付する。

(2) 補助対象者

二次審査により、事業実施主体として選定された事業者

(3) 補助額

補助対象経費のうち上限5,000万円

(4) 補助対象経費

ア 太陽光発電設備の導入に係る経費とする。（設備費、造成費、接続工事費負担等）

イ 国庫補助制度（需要家主導太陽光発電事業など）との併用を可とし、国庫補助額を控除した額を補助対象経費とする。なお、国庫補助制度を併用する場合は、事業者において別途手続きを行うこと。

ウ 補助金は、令和8（2026）年3月31日までに交付する。ただし、事業期間や補助対象経費の執行状況を考慮し交付期間を延長したい場合は、市と協議すること。

I－5 問合せ及び書類等提出先

担当部署：新潟県柏崎市総合企画部電源エネルギー戦略室

住所：〒945－8511 新潟県柏崎市日石町2番1号

E-mail：dengen@city.kashiwazaki.lg.jp

TEL：0257－21－2324（直通）

Ⅱ 一次審査（事業者参入意向の確認）

Ⅱ－１ 選考方法及び実施スケジュール

(1) 選考方法

公募により貸付地における太陽光発電設備等設置事業（オフサイトP P A方式）への参入意向を確認する。

(2) 一次審査の実施スケジュール

No	内容	期間
1	公告	令和7（2025）年4月16日（水）から 令和7（2025）年5月9日（金）まで
2	現地説明会	令和7（2025）年4月21日（月）午後2時から 午後3時まで
3	質問書提出期間	令和7（2025）年4月16日（水）から令和7（2025）年4月23日（水）午後4時まで
4	質問書に対する回答	令和7（2025）年4月25日（金）午後5時まで
5	参加意向申出書の提出	令和7（2025）年5月9日（金）正午まで
6	参加資格審査の結果通知	令和7（2025）年5月12日（月）

Ⅱ－２ 参加資格要件

本事業に参加しようとする者は次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加意向申出書提出期限から契約締結までの間に柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領と柏崎市物品調達に係る業者等指名停止措置要領の規定による停止措置を受けていないこと。
- (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者がある者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による廃止前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更正計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 参加意向申出書提出時点において、令和7年度（2025年度）及び令和8年度（2026年度）柏崎市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(8) 次の要件を満たす企業又は複数の企業等で構成する連合体（以下「連合体」という。）であること。

ア 太陽光発電事業の知見やノウハウがあり、本事業が履行可能かつ太陽光発電事業に係る総合的な企画力、技術力、実績等を有していること。

イ 連合体による場合は、参加及び事業に必要な諸手続等を一貫して担当する法人等（以下「代表者」という。）で行うこと。

Ⅱ－３ 参加者等に係る制限事項

次に掲げる事項に該当する者は、本事業参加の担当者及び協力者等の関係者になることはできない。

ア 本公募の審査委員及びその家族

イ 事務局関係者及びその家族

ウ 本公募の審査委員、事務局関係者及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者

Ⅱ－４ 現地説明会の実施

開発可能範囲の目安を伝達することを目的とし、次の日程で現地説明会を実施する。

日にち	時間	集合場所
4月21日（月）	午後2時から午後3時まで	現地集合（集合場所は別紙）

Ⅱ－５ 実施要項等に係る質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7（2025）年4月16日（水）午前8時30分から令和7（2025）年4月23日（水）午後4時まで

(2) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（第2号様式）により、電子メールで「I－5 問合せ及び書類提出先」に示すメールアドレスに送付すること。なお、電子メール以外の方法は、受け付けない。

(3) 質問における制限事項

次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない。

ア 本事業の実施要項及び本事業実施に係る内容以外の質問

イ 上記(1)、(2)を遵守しない質問

ウ 質問書以外による質問（電話、口頭等による質問）

エ 連合体の代表者以外の構成員からの質問

(4) 回答

提出された質問書に対する回答は、令和7（2025）年4月25日（金）までに市ホームページに掲載することとする。なお、質問者の事業者名は、公表しないこととする。また、事業者選定に公平性を保てないと判断した質問内容については、回答しない。

II－6 参加意向の申出

本事業に参加しようとする者は、次のとおり参加意向申出書兼誓約書（第1号様式その1）を提出すること。

また、連合体を形成して参加するものは、連合体用の参加意向申出書兼誓約書（第1号様式その2）を提出すること。

(1) 提出期限

令和7（2025）年5月9日（金）までの土曜日・日曜日及び祝日を除く各日の午前8時30分から午後5時15分まで（5月9日（金）は午前8時30分から正午まで）

(2) 提出方法

ア 持参する場合

前号の提出期限までに提出すること。

イ 郵送する場合

提出期限必着とし、配達証明書付書留郵便（封筒の表に「参加意向申出書兼誓約書在中」と朱書きすること。）とする。

(3) 提出場所

柏崎市総合企画部電源エネルギー戦略室

(4) 提出部数

提出部数は、1部とする。

(5) 参加の辞退

参加意向申出書兼誓約書の提出後に参加を辞退する場合には、任意の様式により、その旨を記述し、記名の上、(3)の提出場所へ提出すること。

Ⅱ－７ 参加資格の審査

(1) 審査体制

参加資格の審査は、「柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発事業参入公募審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。

審査委員会は、次に掲げる３名で構成する。

	役 職
1	◎ 柏崎市副市長
2	○ 柏崎市総合企画部長
3	柏崎市財務部長

◎審査委員長 ○審査副委員長

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア Ⅱ－２の参加資格要件を有しない者又はⅡ－３の制限事項に該当する者が提案書等を提出した場合
- イ 提出書類等に記載すべき事項に不備がある場合
- ウ 提出書類等に虚偽又は違法な行為の記載があった場合
- エ 審査委員又は関係者等と本事業に関する接触を求めた場合
- オ その他審査委員会が不相当と認めた場合

(3) 審査の方法

(2)の失格事項に該当しない参加意向申出者を対象に、審査委員会において審査を行う。

なお、審査は、全て非公開とする。

(4) 審査の内容

審査委員会において、Ⅱ－２の参加資格要件を満たし、Ⅱ－７(2)の失格事項に該当しないか審査をする。審査結果は、全ての参加意向申出者に対し、令和７（２０２５）年５月１２日（月）までに速やかに書面（第３号様式）で通知する。

Ⅲ 二次審査（指名型プロポーザル）

Ⅲ－１ 選定方法及び実施スケジュール

(1) 選定方法

一次審査で有資格者と認められた事業者による指名型プロポーザルを実施する。事業者は系統接続を含めた事業性検討の結果から事業提案をし、審査委員会によるプレゼンテーション審査により、事業実施主体となる事業者を選定する。

(2) 二次審査の実施スケジュール

一次審査の結果通知日から約５か月間の事業性検討期間を設け、検討の進捗を踏まえて、二次審査に伴う指名型プロポーザルの詳細なスケジュールを通知する。以下、概略のスケジュールを示す。

No	内容	期間
1	事業性検討期間	令和７（２０２５）年５月１２日（月）から約５か月間
2	指名通知発出	令和７（２０２５）年１０月中旬
3	参加意向確認書の提出	指名通知時に示す
4	提案書等の提出	
5	プレゼンテーション審査	
6	審査結果の通知	
7	契約締結交渉	令和７（２０２５）年１２月末日を予定

Ⅲ－２ 事業性の検討

(1) 検討内容

ア 仕様書を踏まえ、本事業を実施するに当たっての事業性を検討すること。また、市が実施した「太陽光発電用地開発要件調査」の結果を参照すること。

イ 東北電力ネットワークの接続検討申込を行い、その回答を踏まえた事業性の検討をすること。なお、接続検討に係る費用は事業者が負担すること。

ウ Ｉ－４の市補助制度のほか、国庫補助を活用する場合は、国庫補助の申請手続き等について、事業者の責任で行い、手続きに係る費用等は事業者が負担すること。

エ 事業性検討の進捗状況について、市が報告を求めた場合、それに応じること。

(2) 検討方法等に係る質問の受付

一次審査結果通知時に示す。

(3) 現地調査

ア 現地調査を希望する場合は、指名事業者同士の接触を避けるため、必ず事前に市と日程調整を行うこと。そのとき、次の事項について申し出ること。

（ア）調査を希望する期間（第一希望日、第二希望日）

(イ) 調査内容

イ 日程は、先着順で調整する。

Ⅲ－３ 指名要件

一次審査により有資格者となった事業者を指名する。

Ⅲ－４ 二次審査の参加者等に係る制限事項

- (1) 二次審査参加者の重複参加は、認めない（担当者の重複参加を含む。）。
- (2) 次に掲げる事項に該当する者は、本事業参加の担当者及び協力者等の関係者になることはできない。
 - ア 本公募の審査委員及びその家族
 - イ 事務局関係者及びその家族
 - ウ 本公募の審査委員、事務局関係者及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者

Ⅲ－５ 二次審査に係る質問の受付及び回答

二次審査に係る質問を受け付けることとする。受付期間、質問における制限事項、提出方法及び回答方法は、指名通知時に示す。

Ⅲ－６ 参加意向の確認

二次審査に参加しようとする者は、次のとおり参加意向確認書兼誓約書を提出すること。提出様式、提出期間及び提出方法等は、指名通知時に示す。

二次審査を辞退する場合は、任意の様式により、その旨を記述し、記名の上、Ⅰ－５書類等提出先に提出すること。参加意向確認書兼誓約書の提出後に参加を辞退する場合も同様とする。

Ⅲ－７ 参加資格の審査

- (1) 審査体制
指名通知時に示す。
- (2) 失格事項
次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 一次審査の審査結果通知以降、Ⅱ－２の参加資格要件を有しなくなった者又はⅡ－３の制限事項に該当する者が参加意向確認書兼誓約書を提出した場合
 - イ 提出書類等に記載すべき事項に不備がある場合
 - ウ 提出書類等に虚偽又は違法な行為の記載があった場合
 - エ 審査委員会又は関係者等と本事業に関する接触を求めた場合

オ その他審査委員会が不適当と認めた場合

(3) 審査の方法

(2)の失格事項に該当しない提案者を対象に、審査委員会において審査を行う。なお、審査は、全て非公開とする。

(4) 審査の内容

審査委員会において、提案書等及びプレゼンテーションの内容について総合的に評価を行い、最も評価の高い提案者を最優秀提案者、次に評価の高い提案者を優秀提案者にそれぞれ選定する。審査結果は、決定後速やかに全ての提案者に書面で通知する。

なお、二次審査の詳細は、指名通知時に示す。

Ⅲ－８ 提案書等の提出

(1) 提案書等の提出書類

事業者は、次に掲げる書類に必要事項を記入し、記名の上、提出すること。

ア 提案書

イ 見積書（別記様式１）

ウ 見積明細書

エ 業務実施推進体制（別記様式２）

オ 過去における本業務と同種又は類似業務の主な業務実績書（別記様式３）

(2) 提出部数

正本１部、副本１部、写し５部

(3) 提案書の作成方法

提案書等の作成に当たっては、仕様書「５ 調査内容」について、作業工程、時間的要素、要件等の考え方、必要事項、手法について具体的に記載することとし、次の点に留意すること。

ア 用紙のサイズは、日本工業規格Ａ４判を基本とし、左綴りとすること。Ａ３判を使用する場合は、折綴りとすること。

イ (1)のＡ～オの順で綴じ込み、インデックス等の見出しを付けること。また、表紙付きのファイルブック等を使用することを可とする。

ウ 言語は、日本語とし、通貨は、日本円とすること。

エ フォントは１０．５ポイント以上とすること。書体は任意とする。

オ 文書を補完するための写真、イラスト、イメージ等を使用することができる。

(4) 提出期限

指名通知時に示す。

(5) 提出方法

ア 持参する場合

提出期限まで（休日除く）の各日午前８時３０分から午後５時１５分までに提出するこ

と。

イ 郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「電源開発参入事業プロポーザル提案書在中」と朱書きすること。

Ⅲ－９ 協定書及び市有財産貸借契約の締結

(1) 締結方法

市は、最優秀提案者と協定書及び市有財産貸借契約の締結交渉を行い、それぞれ締結するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、締結を行わないこととし、優秀提案者と締結交渉を行う。

ア 最優秀提案者と協定内容及び契約条件等で合意に至らなかった場合

イ 本プロポーザル終了後、失格事項（Ⅲ－７(2)参照）が判明した場合

ウ 地方自治法施行令第１６７条の４の規定のいずれかに該当した場合

(2) 契約金額

契約金額は、Ⅰ－２(5)イの貸付料以上であって、提案書等として提出された金額を下回らないものとする。

Ⅲ－１０ その他

- (1) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用等は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は、返還しない。
- (4) 提出後の書類の差し替え及び再提出は、受け付けない。
- (5) 提案書等の提出の際に発生した汚損・破損等について、市は一切の責任を持たない。
- (6) 提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表等、市が必要と認める場合には、提出書等の提出物を無償で可以使用することとする。
- (7) 審査結果についての異議申立ては、認めない。

年 月 日

柏 崎 市 長 様

住所
商号又は名称
代表者職氏名

参加意向申出書 兼 誓約書

令和7（2025）年4月16日付け公告のあった下記の公募について、参加意思がありますので、参加意向申出書を提出します。

なお、参加にあたり、下記事項について誓約します

記

1 公募の名称 柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発事業参入公募

2 誓約事項

- (1) 本申出書に記載されている内容及び添付書類の内容について、事実と相違ないこと。
- (2) 本公募の実施要領及び仕様書の内容を遵守し、信義を旨とし、誠実に行うこと。

連絡担当者
所属
氏名（ふりがな）
電話
ファクス
E-mail

第1号様式その2（連合体用）

年 月 日

柏 崎 市 長 様

住所
商号又は名称
代表者職氏名

参加意向申出書 兼 誓約書

令和7（2025）年4月16日付け公告のあった下記の公募について、参加意思がありますので、参加意向申出書を提出します。

なお、参加にあたり、下記事項について誓約します

記

1 公募の名称 柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発事業参入公募

2 誓約事項

- (1) 本申出書に記載されている内容及び添付書類の内容について、事実と相違ないこと。
- (2) 本公募の実施要領及び仕様書の内容を遵守し、信義を旨とし、誠実に行うこと。

3 連合体の構成

商号又は会社名 及び代表者氏名	住所又は所在地	連絡先 (電話番号)	備考 (専門分野等)

※代表事業者も含めて記載してください。

連絡担当者
所属
氏名（ふりがな）
電話
ファクス
E-mail

年 月 日

質 問 書

公募名：柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発事業参入公募	
質問者 商号又は名称 代表者職氏名 質問者所属 質問者氏名 連絡先（電話・ファクス・メール）	
質問事項	

（注意）

- 1 質問書は、本公募の所管課に提出してください。
- 2 質問書提出期限を過ぎて提出された質問には回答しません。
- 3 回答は、質問書提出期限の日から起算して3日（休日を除く。）以内にホームページで公開します。

第 3 号様式

第 号
年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

柏崎市長

参加資格確認結果通知書

参加申出のあった次の公募について、参加資格の確認結果を通知します。

公募名：柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発事業参入公募

結果①：参加資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由